

## 一般社団法人日本鉱物科学会 運営細則

### 幹事会

第1条 幹事会は会長、副会長及び庶務、会員、会計、行事、和文誌編集、英文誌編集、渉外、広報、Elementsの各幹事で構成する。但し、必要に応じて特務幹事を設け、これに加えることができる。

2 幹事は、総会および理事会の決議にもとづいて本会の業務を執行し、事業の計画および調整を行う。

第2条 幹事会は会長が随時召集し、会長が進行役を務める。会長が認めれば電子メールでの開催を行うことができる。

第3条 幹事会は、各幹事による業務報告、事業計画の作成、理事会議題の作成、その他本会の業務執行に関する事項の審議・施行を行い、会長の会務執行を補佐する。

第4条 幹事は、理事会の議案に基づいて本会の庶務、会員、会計、行事、和文誌編集、英文誌編集、渉外、広報、Elements、およびその他の業務を分担執行する。幹事は理事会に出席して、担当事項について報告する義務を負う。

2 幹事は、理事会の議を経て会長が委嘱する。但し、幹事の少なくとも半数は理事であることを要する。

3 幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとし、重任を妨げない。

4 会長は、特別の事情がある場合には、理事会の議を経て幹事を解任することができる。

5 幹事の補充は理事会の議を経て行う。

第5条 各幹事は次に掲げる業務を分担する。

#### (1) 庶務

- (イ) 総会、理事会及び幹事会に関する事項
- (ロ) 記録の作成・整理及び保管
- (ハ) 文書の発受及び保管
- (ニ) 出版物の配布
- (ホ) 事務局の管理
- (ヘ) 表彰に関する事項
- (ト) 国内外からの寄贈・交換図書の整理と保管

#### (2) 会員

- (イ) 会員の入会、退会、会員資格の停止及び除名に関する事項
- (ロ) 会員名簿の作成
- (ハ) その他会員に関する事項

#### (3) 会計

- (イ) 会費及び会誌購読料の請求及び収納
- (ロ) 補助金申請事務及び寄付の受付
- (ハ) 現金の出納及び保管
- (ニ) 会計帳簿及び証書類の整理と保管
- (ホ) 予算及び決算に関する事項
- (ヘ) 物品の購入・保管及び売却
- (ト) その他会計に関する事項

#### (4) 行事

- (イ) 総会、年会、研究発表会、野外巡検、採集会及び見学会の企画と開催の実務
- (ロ) 特別講演会及び講習会の企画などの、鉱物科学及びその関連分野の研究に関する企画立案及び業務の遂行
- (ハ) 鉱物科学及びその関連分野の普及・教育に関する企画立案及び業務の遂行
- (ニ) 研究部会に関する事項
- (ホ) その他行事に関する事項

#### (5) 和文誌編集

- (イ) 岩石鉱物科学編集に関する企画立案
- (ロ) 岩石鉱物科学用原稿の依頼、受付、査読、整理及び保管
- (ハ) 岩石鉱物科学の編集及び発行
- (ニ) その他和文発行物の編集に関する事項

#### (6) 英文誌編集

- (イ) JMPS(Journal of Mineralogical and Petrological Sciences)編集に関する企画立案
- (ロ) JMPS 用原稿の依頼、受付、査読、整理及び保管
- (ハ) JMPS の編集及び発行
- (ニ) その他英文発行物の編集に関する事項

#### (7) 渉外

- (イ) 国内外における他学会、行政、など外部との折衝
- (ロ) 国際的な会議・シンポジウム・講演会等の行事など、国際交流に関する企画立案及び業務の遂行
- (ハ) 諸外国との通信・連絡・文献交換等に関する事項
- (ニ) その他国際交流に関する事項

- (8) 広報
  - (イ) 学会ホームページの編集・管理などの学会活動に関するアウトリーチ業務
  - (ロ) 電子メール配信による会員への情報発信に関する業務
  - (ハ) 報道機関への対応
  - (ニ) その他広報に関する事項
- (9) Elements
  - (イ) 雑誌 Elements の本学会に関連するニュース記事の企画立案と作成
  - (ロ) Elements ニュース記事用原稿の依頼、受付、整理及び保管
  - (ハ) Elements 事務局へのニュース記事の送付及びそれに関する事項
  - (ニ) Elements 事務局との通信・連絡等に関する事項
- (10) 特務
  - (イ) 上記各幹事の分担範囲外で、理事会が必要と認めた特定の事項に関する企画立案及び執行
  - (ロ) その他

## 事務局

第6条 本会に事務局を置く

2 本会は事務局を仙台市に置く。

3 事務局は会長の承認した事務員若干名によって構成される。事務員は幹事会の指示に従い、本会の業務に従事する。

## 各種委員会

第7条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 会長・副会長候補者推薦委員会
- (3) 行事委員会
- (4) 岩石鉱物科学編集委員会
- (5) JMPS 編集委員会
- (6) 渉外委員会
- (7) 広報委員会
- (8) Elements 委員会
- (9) 将来企画検討委員会
- (10) 名誉会員推薦委員会
- (11) 細則等検討委員会
- (12) 教育普及委員会
- (13) 新鉱物・命名・分類委員会
- (14) 博物館委員会
- (15) 日本鉱物科学会賞選考委員会
- (16) 渡邊萬次郎賞選考委員会
- (17) 日本鉱物科学会論文賞選考委員会
- (18) 日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会
- (19) 日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考委員会
- (20) 櫻井賞選考委員会

2 前項に定める各委員会の運営に関する規程等は別に定める。

第8条 委員会は、理事会の議を経て会長から委嘱された委員で組織し、本会の業務を分担補佐する。

第9条 会長は必要に応じ理事会の承認を経て、その他の委員会を置くことができる。

## 研究部会

第10条 関連分野の諸問題に迅速に対応するために、理事会の議を経て研究部会を期限付きで設けることができる。各研究部会委員会では、研究会を開催するとともに、各研究分野からのより細かい意見の集約、研究者間の連絡の強化、学会内外への情報発信、年会でのシンポジウムの企画などを行う。

第11条 正会員及び名誉会員5名以上の連名による申し入れがあったときには、理事会の議決により研究部会を設けることができる。

第12条 研究部会の申し入れは、次の内容を含む研究部会設立趣意書として理事会に提出しなければならない。

- (1) 研究題目
- (2) 研究部会を必要とする理由
- (3) 研究部会設置期間
- (4) 代表者氏名、連絡先及び予定される委員名

第13条 研究部会の設置期間は最長2年とする。ただし、再申請を妨げない。

第14条 研究部会は代表者（研究部会長）と研究部会に所属する会員とからなり、自主的に運営される。研究部会は、理事会及び幹事会と協議・調整をはかりつつ運営されねばならない。

第15条 研究部会は毎年代表者氏名・連絡先・活動内容・所属する研究部会員の氏名等必要事項を理事会に報告する。

第 16 条 研究部会に入会を希望する会員は、研究部会代表者もしくは本学会事務局に申し入れる。研究部会は希望者の入会を承認するか審議し、結果を当人に通知する。会員は複数の研究部会に参加を申し入れることができる。

第 17 条 つぎの時には、研究部会を解散することができる。

- (1) 研究部会設置期間が満了となったとき
- (2) 研究部会自ら解散を希望したとき
- (3) 理事会が当該研究部会の廃止を適当と認めたとき

### 年会及び各種行事

第 18 条 本会は毎年 1 回年会を開き、研究発表会と野外巡検または見学会を行う。前項のほか随時必要に応じて講演会、討論会、講習会等を行う。

第 19 条 年会開催地は少なくとも 1 年前に理事会で決定する。行事幹事と年会開催地在住の正会員及び名誉会員若干名からなる年会運営委員会を設け、そこで年会に関する日程等を作成する。理事会で決定後、年会運営委員会は開催日の少なくとも 4 ヶ月前にすべての会員に日程等を予告する。

第 20 条 年会において研究発表や採集会または見学会に参加を希望する会員は、第 19 条の予告にしたがって年会運営委員会に申し込む。

第 21 条 年会以外の講演会、討論会、講習会等は行事幹事が企画立案し、理事会の承認を経て行われる。また、他学会と共催する講演会等は理事会の承認を必要とする。

### 会誌その他の発行者

第 22 条 本会は会誌として和文誌（岩石鉱物科学）を毎年 4 回、と英文誌（Journal of Mineralogical and Petrological Sciences）を毎年 6 回発行する。

2 岩石鉱物科学は学術論文のほか、総説、解説、学会記事、ニュースなど、和文誌編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

3 Journal of Mineralogical and Petrological Sciences (JMPS)は学術論文のほか、JMPS 編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

第 23 条 会員名簿を発行する。

第 24 条 その他の出版物の発行は幹事会で企画立案し、理事会の承認を経て行う。

第 25 条 その他の出版物を必要に応じて会員に配付することができる。

### 表彰等

第 26 条 本会に日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会研究奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、及び櫻井奨励賞を設ける。また必要に応じて、年会における優秀な研究発表、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献に対して表彰を行う。

2 本会は、鉱物科学及びその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員に対し、日本鉱物科学会賞を贈呈する。

3 本会は、渡邊萬次郎博士の寄付金を基金とし、鉱物科学及びその関連分野において卓越した研究業績をあげ、長年にわたりこれらの分野の発展に貢献した者に、渡邊萬次郎賞を贈呈する。

4 本会は、会誌に発表された本会会員による優れた研究論文を選び、その著者に対し、日本鉱物科学会論文賞を贈呈する。

5 本会は、研究の奨励を目的として、顕著な研究業績をあげた関連分野における若手の会員に対し、日本鉱物科学会奨励賞を贈呈する。

6 本会は、鉱物科学の応用研究分野で顕著な業績をあげた者に対し、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞を贈呈する。

7 本会は、櫻井記念基金を基とし、新鉱物の発見に貢献し記載鉱物学の分野で顕著な業績をあげた会員に対し、櫻井賞を、記載鉱物学上の顕著な業績のあった若手の会員に対し、櫻井奨励賞を贈呈する。

第 27 条 日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、及び櫻井奨励賞の受賞者の選考は、別に定める各賞の規程にしたがって行い、理事会において決定する。

### 総会

第 28 条 定款第 17 条第 3 項に規定する代理人は、本会の正会員及び名誉会員に限るものとする。

### その他の規則

第 29 条 本会の会員会費、会長および副会長候補者選挙、理事、監事候補者選挙、機関運営、会誌編集および表彰などに関する規則は、総会または理事会で別に定める。

### 改廃

第 30 条 この細則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

### 附則

本規則は、一般社団法人日本鉱物科学会設立の登記日に遡って適用されるものとする。

## 会員会費規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本鉱物科学会（以下、「本会」とする。）の会員区分及び年会費に関する事項を定めることを目的とする。

### (会員)

第2条 本会は、定款第5条第1項1号に定めた正会員は、一般会員、永年会員、シニア会員、及び学生会員で構成する。

- (1) 一般会員 永年会員、シニア会員並びに学生会員以外の正会員
- (2) 永年会員 本会およびその前身である日本鉱物学会、日本岩石鉱物鉱床学会に20年以上正会員として在籍した80歳以上の者
- (3) シニア会員 満65歳以上の者
- (4) 学生会員 学籍を有する者

### (権利)

第3条 本会のすべての会員は、以下の権利をもつ

- (1) 会誌等の受領。
  - (2) 会誌への寄稿
  - (3) 本会の開催する年会、講演会、研究会等における研究発表
  - (4) 本会の開催する年会、講演会、研究部会、見学会等の事業への参加
  - (5) 本会の開催する事業に関する情報の受領
- 2 前項(1)の会誌については、正会員及び名誉会員は冊子版及び電子版の購読、または電子版のみの購読のうちいずれかを選択する。
- 3 本条第1項(1)の会誌については、賛助会員は冊子版のみ購読することができる。
- 4 年会費の支払義務を2年以上履行しなかったときは、会員資格及び第1項の権利を喪失する。ただし、未履行の義務についてはこれを免れない。

### (入会)

- 第4条 学生会員を希望する者は、毎年、次年度会費納入前に、学籍を有することを文書で申請しなければならない。
- 2 入会者は入会申込時に所定の会費を納入済でなければならない。会費の納入がない場合は、入会を取り消されることがある。

### (年会費)

第5条 本会の会員は、会員区分に応じ以下に定める年会費を納付しなければならない。

- (1) 電子版及び冊子版を購読する会員：一般会員 10,000円、学生会員 5,000円、シニア会員 8,000円、名誉会員及び永年会員 1,000円
- (2) 電子版のみを購読する会員：一般会員 9,000円、学生会員 4,000円、シニア会員 7,000円、名誉会員・永年会員：無料
- (3) 賛助会員：1口 20,000円

### (納入期日)

第6条 毎年7月末日までに翌事業年度の年会費を納入するものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、第5条については総会の決議、それ以外の条項は理事会の決議によるものとする。

### (附則)

本規程は、一般社団法人日本鉱物科学会設立の登記日に遡って適用されるものとする。

## 行 事 委 員 会 内 規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、学会の行事に関する企画立案を円滑に行うために、行事委員会を置く。
2. 本委員会は若干名の委員で構成する。
  - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱した行事幹事があたる。委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
  - (2) 本委員会の委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、理事会で承認され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
3. 本委員会は、理事会の決定した基本方針に基づいて下記の事項を行う。
  - (1) 年会および研究発表会におけるシンポジウムの企画立案
  - (2) 特別講演会および講習会の企画立案
  - (3) その他行事に関する事項の企画連絡立案
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

### 附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

## 岩 石 鉱 物 学 編 集 委 員 会 内 規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、岩石鉱物科学の編集および発行のために、岩石鉱物科学編集委員会を置く。
2. 本委員会は、1名の編集委員長と複数の編集委員で構成する。
  - (1) 編集委員長は、和文誌編集幹事が担当し会長が指名、理事会に報告する。編集委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
  - (2) 編集委員は、編集委員長が指名し、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
  - (3) 編集委員長は、編集委員から1名を副編集委員長に指名する。
3. 編集委員会は下記の事項を行う。
  - (1) 岩石鉱物科学の編集方針、投稿規定、体裁を検討する。
  - (2) 岩石鉱物科学の編集を行い、発行計画を立て、それを実行する。
  - (3) 次期編集幹事を会長に推薦する。
  - (4) 委員の交替は、委員会の了承を必要とする。
4. 本内規の変更は、編集委員会の承認および日本鉱物科学会の理事会の承認を必要とする。

### 付則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

## JMPS (Journal of Mineralogical and Petrological Sciences)

### 編 集 委 員 会 内 規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、JMPSの編集および発行のために、JMPS編集委員会を置く。
2. 本委員会は、1名の編集委員長と複数の編集委員で構成する。
  - (1) 編集委員長および英文誌編集幹事は、会長が指名、理事会に報告する。編集委員長および英文誌編集幹事の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
  - (2) 英文誌編集幹事は、編集委員長もしくは副編集委員長を担当する。
  - (3) 編集委員は、編集委員長が指名し、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
  - (4) 編集委員長は、編集委員から2名を副編集委員長に指名する。
3. 編集委員会は下記の事項を行う。
  - (1) JMPSの編集方針、投稿規定、体裁などに関する検討を行う。
  - (2) JMPSの編集を行い、発行計画を立て、それを実行する。
  - (3) 次期編集幹事を会長に推薦する。
  - (4) 委員の交替は、委員会の了承を必要とする。
4. 本内規の変更は、編集委員会の承認および日本鉱物科学会の理事会の承認を必要とする。

### 附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

## 渉外委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、学会の渉外に関する企画立案を円滑に行うために、渉外委員会を置く。
2. 本委員会は若干名の委員で構成する。
  - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱した渉外幹事があたる。委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
  - (2) 本委員会の委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、理事会で承認され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
3. 本委員会は、理事会の決定した基本方針に基づいて下記の事項を行う。
  - (1) 国内外における他学会、行政など外部との折衝
  - (2) 国際交流に関する企画立案および業務の遂行
  - (3) その他国際交流に関する事項
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

### 附則

この内規は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## 広報委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、学会の広報を円滑に行うために、広報委員会を置く。
2. 本委員会は若干名の委員で構成する。
  - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱した広報幹事があたる。委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
  - (2) 本委員会の委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、理事会で承認され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
3. 本委員会は、理事会の決定した基本方針に基づいて下記の事項を行う。
  - (1) 学会ホームページの管理などの学会活動に関するアウトリーチ業務
  - (2) 報道機関との対応
  - (3) その他広報に関する事項
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

### 附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

## Elements 委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、雑誌 Elements のニュース記事に関する企画立案と作成のために、Elements 委員会を置く。
2. 本委員会は、1名の委員長と庶務、GKK, JMPS, 行事, 渉外, 広報の各幹事の役職指定委員および Society News Editor, Executive Committee Member, その他の数名の委員で構成する。
  - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱した Elements 幹事があたる。委員長の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
  - (2) 上記役職指定委員以外のその他の委員は、委員長が指名し、理事会で承認され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。留任を妨げない。
  - (3) 委員長は、委員から1名を副委員長に指名する。
  - (4) 雑誌 Elements の「Society News Editor」は委員長が担当し、会長が指名する。
  - (5) 雑誌 Elements の「Executive Committee Member」は会長が担当する。
3. Elements 委員会は下記の事項を行う。
  - (1) 雑誌 Elements の各参加学会のニュース記事に関する企画立案を行う。
  - (2) 上記記事を作成、Elements 事務局へ送付する。
  - (3) 雑誌 Elements の編集会議に参加する。
4. 本内規の変更は、日本鉱物科学会の理事会の承認を必要とする。

### 附則

この内規は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## 将来企画委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、必要に応じて将来企画委員会を置くことができる。
2. 本委員会は、理事会から本会の長期計画・活動方針等について諮問された場合に設置される。
3. 本委員会は10名の委員と諮問に係る幹事で構成する。
  - (1) 委員は理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長がこれを委嘱する。
  - (2) 10名の委員のうち、少なくとも2名は理事とする。
  - (3) 委員の任期は、委嘱された日から2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで）とするが、任期内に答申が終了した場合は、理事会の議を経て、委員会を解散することができる。但し、その答申に関して定例総会で報告する必要がある場合は、その定例総会終了時までとする。
  - (4) 委員長は副会長が担当し、会長が指名し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
  - (5) 副委員長は、委員長に事故があったとき、これを代行する。
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

### 附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

## 名誉会員推薦委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、必要に応じて名誉会員推薦委員会を置くことができる。
2. 本委員会は、鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において特に業績顕著な者、または本会に対し特に功労のあった者を理事会に推薦することを目的とする。
3. 本委員会は、理事会から名誉会員の推薦について諮問された場合に設置される。
4. 本委員会は5名の委員で構成する。
  - (1) 委員は、理事会において正会員、名誉会員の中から選出、又は後日、理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長がこれを委嘱する。
  - (2) 委員の任期は、委嘱された日から理事会への答申を終える日までとする。但し、その答申に関して定例総会で報告する必要がある場合は、その定例総会の日までとする。
  - (3) 委員長は委員の中から会長が指名する。
5. 本委員会は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者を名誉会員として理事会に推薦することができる。
  - (1) 鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において、国際的な賞を受賞した者
  - (2) 上記(1)に準ずる賞を受賞した者
  - (3) 鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において、世界的に顕著な業績をあげた者
  - (4) 本会に対し特に功労のあった者
6. 本委員会は、理事会から諮問された名誉会員候補者が、上記5に掲げる基準を満たしているかどうかについて検討し、その結果を理事会に答申する。基準を満たしている場合は、推薦理由書を添える。
7. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

### 附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

## 細則等検討委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会は、必要に応じて細則等検討委員会を置くことができる。
2. 本委員会は、理事会から諮問された細則等を検討し、その結果を理事会に答申することを目的とする。
3. 本委員会は、理事会から細則等の検討について諮問された場合に設置される。
4. 本委員会は5名の委員で構成する。
  - (1) 委員長には、正会員、名誉会員の中から理事会の議を経て、会長が委嘱した特務幹事があたる。
  - (2) 委員は、理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長がこれを委嘱する。
  - (3) 委員の任期は、委嘱された日から2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで）とするが、任期内に答申が終了した場合は、理事会の議を経て、委員会を解散することができる。但し、その答申に関して定例総会で報告する必要がある場合は、その定例総会終了時までとする。
5. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

### 附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

## 新鉱物・命名・分類委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会に新鉱物・命名・分類委員会を置く。
2. 本委員会は、IMA新鉱物・命名・分類委員会の意向を受けて、下記の業務を行う。
  - (1) IMA新鉱物・命名・分類委員会の活動に関わる事項。
  - (2) その他、新鉱物および鉱物名に関して必要と認める事項。

3. 本委員会は、若干名の委員で構成する。
  - (1) 委員長は、会長が指名する。本委員会委員長は、IMA 新鉱物・命名・分類委員会の日本代表委員を兼務する。委員長の任期は2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで）とし、留任を妨げない。
  - (2) 委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで）とし、留任を妨げない。
  - (3) (イ) 委員長に事故があったとき、および(ロ) 委員長が正当な理由によって辞任を申し出たときは、上記3の(1)により委員長の後任を決める。この場合の任期は、前任者の残りの期間とする。
  - (4) 委員の交替は、委員会の了承を必要とする。
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

#### 附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

### 教育普及委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会に教育普及委員会を置く。
2. 教育普及委員会は、初等中等教育や大学基礎教育における鉱物科学およびその関連分野の成果の普及と後継者の育成、これらの分野の教育に関わる教職員への支援、博物館や出版・報道機関などを通じての一般社会へのこれらの分野の成果の普及を目的として活動する。
3. 教育普及委員会は、他の関連学会の教育普及関係の委員会と協力して地球科学教育全体の振興に貢献することをめざし、鉱物科学分野の専門学会の立場から地球科学教育を支援する。
4. 本委員会は5名の委員で構成し、学校教員や博物館職員など教育普及を主たる業務とする会員2名以上と理事1名以上を委員に含むこととする。
  - (1) 委員長は、会長が指名する。委員長の任期は2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで）、留任を妨げない。
  - (2) 委員は委員長によって正会員、名誉会員の中から指名され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで）とし、留任を妨げない。
  - (3) 必要に応じ、理事会の議を経て若干名の委員を加えることができる。
  - (4) 委員の交替と追加は委員会の了承を必要とする。
  - (5) (イ) 委員長または委員に事故があったとき、および(ロ) 委員長または委員が正当な理由によって辞任を申し出たときは、上記4によりその後任を決める。この場合の任期は、前任者の残りの期間とする。
6. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

#### 附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

### 博物館委員会内規

1. 一般社団法人日本鉱物科学会に博物館委員会をおく。
2. 博物館委員会は、鉱物科学およびその関連分野の博物館の学芸員、研究員、職員の連携強化を目的として以下の活動を行う。
  - (1) 鉱物科学およびその関連分野の博物館での企画（標本の貸し借り、共催の観察会など）の協議。
  - (2) IMA 博物館委員会への対応。
  - (3) 国際会議 International Conference on Mineralogy and Museums への対応。
  - (4) その他、鉱物科学およびその関連分野の博物館に関して必要と認める活動。
3. 本委員会は若干名の委員で構成する。
  - (1) 委員長は、会長が指名する。本委員会委員長は IMA 博物館委員会の日本代表委員を兼務する。委員長の任期は2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで）とし、留任を妨げない。
  - (2) 委員は、委員長によって、正会員、名誉会員の中から指名され、会長がこれを委嘱する。その任期は2年（選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時まで）とし、留任を妨げない。
  - (3) 委員長に事故があったとき、および(ロ) 委員長が正当な理由によって辞任を申し出たときは、上記3の(1)により委員長の後任を決める。この場合任期は、前任者の残りの期間とする。
  - (4) 委員の交代は、委員会の了承を必要とする。
4. 本内規は、理事会の議を経て変更することができる。

#### 附則

この内規は、法人設立登記の日から適用されるものとする。



## 日本鉱物科学会賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第2項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会賞（以下「本賞」という）を設け、鉱物科学およびその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は原則として毎年2名以内とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第5条 委員会は11名の委員で構成する。

- 11名のうち、1名は会長とし、10名は理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して（なお、平成28年度に限り任期3年目の理事が担当する）、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は理事とする。
- 委員の任期は、新委員の選出が行われる第1回定例理事会の日から、表彰を行う定例総会終了時までとする。
- 委員長は委員の中から会長が指名し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 委員長は会務を統括する。
- 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
- 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
- (1) 辞退者がでた場合、および (2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

- 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
- 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
  - (イ) 受賞候補者名とその所属（連絡先）
  - (ロ) 受賞対象となる業績
  - (ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。
- 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認められた者を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、年会において学会賞受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名は Japan Association of Mineralogical Sciences Award とする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則 この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

## 渡邊萬次郎賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第3項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に渡邊萬次郎賞を設け、会員に贈呈する。本賞は渡邊萬次郎博士の寄付金を基金とし、鉱物科学およびその関連分野において卓越した研究業績をあげ、長年にわたりこれらの分野の発展に貢献した者を表彰するため、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は、原則として毎年1名とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本会には受賞者を選考するために渡邊萬次郎賞選考委員会を設ける。

第5条 委員会は8名の委員で構成する。

- 委員は、理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は理事とする。
- 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
- 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
- 委員長は会務を統括する。
- 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
- 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
- (1) 辞退者がでた場合、(2) 委員会が必要と認めた場合、および(3) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 委員会は受賞候補者をえらび、選考理由を付して第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第9条 本賞の英文名は Manjiro Watanabe Award とする。

第10条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

## 附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

### 日本鉱物科学会論文賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第4項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会論文賞（以下本賞）という）を設け、本会会誌に印刷公表された鉱物科学およびその関連分野における優れた研究論文を選考し、著者である会員に対し、本賞を贈呈する。

第3条 本賞受賞の審査の対象となる論文は、受賞年の年初から遡って3ケ年以内に、岩石鉱物科学または Journal of Mineralogical and Petrological Sciences に印刷公表されたものとする。

第4条 本賞の贈呈は、原則として年2件以内とし、総会において受賞者を表彰する。

第5条 本賞受賞候補論文を選考するために、本会に日本鉱物科学会論文賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第6条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は、理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長がこれを委嘱する。但し、委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. (1) 委員の辞退者がでた場合、および (2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第7条 委員会は、授賞に値すると認めた2編以内の論文を選び、選考理由と会員の著者名を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第8条 会長は、前条によって報告された受賞候補論文を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞論文を決定する。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名は Japan Association of Mineralogical Sciences Research Paper Award とする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

## 附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

### 日本鉱物科学会研究奨励賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第5項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会研究奨励賞（以下本賞）という）を設け、鉱物科学およびその関連分野において顕著な研究業績をあげた当該年度4月1日時点で37歳以下の若手の会員に対し、本賞を贈呈する。

第3条 本賞の贈呈は原則として年2件以内とし、総会において受賞者を表彰する。ただし、本賞の授与は同一人に対しては一度限りとする。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第5条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は、理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長がこれを委嘱する。但し、委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1) 辞退者がでた場合、および (2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、  
(イ) 受賞候補者名とその所属（連絡先）  
(ロ) 受賞対象となる業績  
(ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。

3. 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認められた者を原則として2名以内を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、年会において受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名は、Japan Association of Mineralogical Sciences Award for Young Scientists とする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

#### 附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

### 日本鉱物科学会応用鉱物科学賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第6項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会応用鉱物科学賞（以下「本賞」という）を設け、鉱物科学の応用研究分野で顕著な研究業績をあげた者にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は、原則として毎年1名とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会応用鉱物学賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第5条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は、理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1)辞退者がでた場合、(2)委員会が必要と認めた場合、および(3)何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は公募記事にしたがって、本賞受賞者候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、  
(イ) 受賞候補者名およびその所属（連絡先）  
(ロ) 受賞対象となる業績  
(ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。但し、非会員を推薦する場合はその旨を明記する。
3. 委員会は、推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認められた者を原則として1名を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、研究内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名は Japan Association of Mineralogical Sciences Award for Applied Mineralogy とする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

#### 附則

この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

### 櫻井賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第7項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に櫻井賞並びに櫻井賞奨励賞を設け、会員に贈呈する。櫻井賞は新鉱物の研究に貢献し、顕著な業績のあった会員に、櫻井賞奨励賞は記載鉱物学上の顕著な業績のあった若手の会員にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は総会において行う。

第4条 本賞は賞状・メダルおよび副賞とする。

第5条 本賞受賞者を選考するために、本会に櫻井賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第6条 委員会は若干名の委員で構成する。

1. 委員は、委員長が推薦し、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。再任を妨げない。

3. 委員長は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
  4. 委員長は会務を統括する。
  5. 委員に辞退者がでた場合は、必要に応じ理事会の議を経てこれを補充することができる。
- 第7条 委員会は、授賞に値すると認めたと者を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。
- 第8条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。
- 第9条 本賞の英文名は、櫻井賞は Sakurai Medal、櫻井賞奨励賞を Sakurai Promotion Medal とする。
- 第10条 本賞の選考・表彰などにかかわる経費は櫻井記念基金より支出する。
- 第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

付 則 副賞の金額は理事会の議を経て委員会がこれを定める。

#### 附則

この規定は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## 付録：各種ガイドラインなど

### A. 日本鉱物科学会年会開催のガイドライン

#### 1. 運営委員長の選出について：

行事委員会は年会開催候補地案を幹事会に提案する。当該年会の2年前の理事会において、会長が年会開催候補地および運営委員長候補者を提示して承認を得る。当該運営委員長は、年会開催年度第1回理事会に運営委員の名簿を提出する。新行事委員会のメンバーに少なくとも1名の地元運営委員を加える。現地運営委員長は理事会に出席し、意見を述べるができる。

#### 2. 会期・時期について：

日数は、当分の間、3日間とする。ただし、特別な事情がある場合には、(あるいは委員長候補者)、行事委員会および幹事会の協議により会期を変更できる。3日間開催の場合、各種委員会、幹事会、理事会はできるだけ前日に開催する。当分の間、開催時期は秋とする。

#### 3. 会議の規模について：

300人規模とし、オーラルセッションとポスターセッションを設ける。ポスターセッションの規模は開催地の事情に合わせ、柔軟に対応する。

#### 4. プログラム委員会について：

プログラム委員会を年会ごとに毎回設置する。プログラム委員会は、現地運営委員会の一部、行事委員会、それ以外でプログラム構成に必要な会員で構成する。プログラム委員長は、互選により選出される。運営委員長はプログラム委員長を兼任できない。

#### 5. 現地運営委員会、プログラム委員会、学会事務局の役割分担について：

##### ・現地運営委員会：

- (1) 日程の決定。
- (2) 会場の確保。
- (3) 会場の用具（プロジェクター、スクリーンなど）やアルバイトの手配と配置（生協等に委託しても良い。受託業者の選択は現地運営委員会が行う）。
- (4) 企業展示の募集。
- (5) 巡検を行う場合、そのコース決定と実施、案内書の作成。
- (6) 懇親会場の確保と懇親会の実施。
- (7) 会期中の運営全般。

##### ・プログラム委員会：学術プログラムのみを担当する。

- (1) シンポジウム、受賞者講演および一般講演を扱う。一般講演の募集方法や日程の決定、座長（座長依頼はセッションコンピナーが行う）の決定。
- (2) 招待講演者への依頼、講演プログラムの編成を行う。招待講演依頼はプログラム委員会が行うが、受賞者講演者への依頼については会長が行う。
- (3) 電子ジャーナル講演要旨集の編集責任。（プログラム委員会の指示を受けて編集、公開作業全般は学会事務局が行う）。

##### ・学会事務局：

- (1) 年会事務局として、各種申込の受け付け。
- (2) 行事委員会の指示を受け年会プログラム作成、公開作業を行う。電子ジャーナル講演要旨集の編集はプログラム委員会の指示を受け事務局が行い公開作業をする。年会HP作成、書き換え作業、企業展示対応（学会HPバナー広告作業も含む）は運営委員会の指示を受けて事務局が行う。
- (3) 会期中の受付および参加登録費などの費用徴収等。（会場の用具（プロジェクター、スクリーンなど）やアルバイトの手配と配置は運営委員会が、当日受付業務は学会事務局が主に行う。互いに連携を深め、無駄のない効率的運営に努める。）

#### 6. 学会運営に必要な部屋とその占有時間について：

- (1) 総会、受賞者講演会（2～3時間、300人規模、1部屋）。
- (2) オーラルセッション（3セッション同時進行可能、各100人規模、計3部屋）。実際のセッション数はプログラム委員会の決定による。シンポジウムにも使用する。
- (3) ポスターセッション（最大150）。
- (4) 各種委員会の部屋：幹事会、第1回理事会（50人規模）。将来企画委員会、渉外委員会、博物館委員会、新鉱物・命名・分類委員会委員会、教育普及委員会、IMA分科会（20人規模）。JMPS、GKK編集委員会（40人規模）。全開催日程を庶務幹事が予め運営委員会に届け出る。

#### 7. 電子化への対応について：

講演申込はWEB講演申込みシステム上で行う。会告の速報（含、プログラムの詳細）を学会ホームページに掲載する。それに関する年会WEBページは広報幹事の指示を受けて事務局が作成、管理する。WEB講演申込みシステム対応窓口はすべて事務局とする。

#### 8. 会告について：

##### ・9月末開催の例

会告（その1）：日時・場所・締め切り等、申込詳細・シンポジウム詳細等の原稿を3月末までに学会事務局に送る。会員への年会アナウンスは5月中旬までに学会ホームページ公開する。

会告（その2）：プログラム詳細等を8月中旬までに学会ホームページに掲載する。

上記会告（その1, 2）のGKK学会誌へ掲載はしない。

9. 電子ジャーナル講演要旨集について：

参加登録費を支払った参加者のみ限定で、年会開催期間中とその前後に公開する。その後6か月後以降にJ-Stageで一般公開する

10. 若手の会について：

若手の会の開催を奨励する。学会より補助を行う。終了後、開催内容の報告と会計報告を行う。

11. 若手研究者の表彰：若手研究者による研究のより一層の進展と活性化をはかることを目的として優秀な研究発表を行った学生正会員に対し、

「日本鉱物科学会研究発表優秀賞」（最大で4名）

を贈呈する。

講演番号、講演題目及び受賞者名をGKK、学会HPに掲載する。

また、奨励金の支援を受けた受賞者は成果報告書を提出し、GKK、学会HPに掲載する。

12. 経費および会計について：

金銭出入は現地運営委員会において行う。但し、準備金が必要な場合は会計幹事に申し出ること。巡検および懇親会の経費は独立採算制で実施する。年会終了後、第2回理事会にて会計報告を行う。

13. 企業展示について：積極的に行うのが望ましい。

14. 参加登録について：

参加登録料（電子ジャーナル要旨集閲覧権込み）の分類は、会員（一般）、会員（学生、院生）、非会員（一般）、及び非会員（学生、院生）とする。

参加登録料及び懇親会費の金額は現地運営委員会が決定する。

年会登録料および懇親会費の事前登録を勧める。また、事前登録割引を認める。

15. 登壇資格：

共著者が会員で、登壇者が初めて参加し講演をする場合は、全く資格を問わない。しかし日本鉱物科学会が自分の研究発表をする場であると判断し、同年内あるいは翌年以降続けて研究発表をしようとする場合は、会員になって頂く。つまり、2回目以上となる登壇者は、会員に限ることとする。

16. 申し送りについて：

運営委員長は次期開催地の運営委員長と行事幹事に必要事項を申し送る。

17. 年会の運営資金について

学会から現地運営委員会への年会の運営資金の拠出は継続するので、必要な場合は会計幹事に申し出ること。

18. 被表彰者の参加費について

(1) 表彰者は懇親会に招待し、その懇親会費用は、現地運営委員会ではなく、萬次郎賞、櫻井賞も含め全賞について学会が負担する。（学会賞・奨励賞・論文賞基金から支出する。）

(2) 表彰者の参加登録費は、萬次郎賞については萬次郎賞基金から、応用鉱物科学賞は学会賞・奨励賞・論文賞基金から支出する。その他の賞については、受賞者に参加登録費を支払っていただく。

日本鉱物科学会賞：懇親会に無料招待、参加登録費はいただく

渡邊萬次郎賞：懇親会、年会共に無料招待

日本鉱物科学会論文賞：懇親会に無料招待、参加登録費はいただく

日本鉱物科学会研究奨励賞：懇親会に無料招待、参加登録費はいただく

日本鉱物科学会応用鉱物科学賞：懇親会、年会共に無料招待

櫻井賞：懇親会に無料招待、参加登録費はいただく

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## B. 論文賞表彰のガイドライン

1. 論文賞受賞者は、連名の場合でも会員のみを授賞対象とする（非会員には授賞しない）。

2. 賞状は会員それぞれに、個別に贈呈する。

3. 念品は1個とし、代表会員（筆頭著者またはそれに準ずる）に贈呈する。

4. 授賞通知は、会員のみ個別に配付する。

5. 懇親会招待は代表会員1名とし、学会賞・奨励賞・論文賞基金から懇親会費を現地運営委員会に支払う。

このガイドラインは、この規則は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## C. 会員逝去の場合のガイドライン

1. 名誉会員と会長経験者について：

会長あるいは名代が葬儀に参列し香典を供える。会長、名代とも参列ができない場合や密葬の場合は弔電を送る。学会名で供花を供える。香典と供花は、あわせて2万円程度（香典1万円、供花1万円、ただし葬儀会場で用意できる花が1万円を超える場合は最も安価なものとする）。

2. 現役の役員（会長、副会長、理事、監事、幹事）について：

会長および副会長は名誉会員と会長経験者に準ずる。その他役員には、弔電を送る。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## D. 論文賞授賞適格論文認定に関する委員会内規

(選定方法)

1. 審査対象論文は受賞年の年初から遡って3ヶ年以内の掲載論文とする
2. 委員は、あらかじめ審査対象論文より各2編を選考候補論文として推薦する。この際は論文に順位はつけない。また、簡単な推薦理由を委員会に公示する。委員会は、各委員の推薦論文のリストを作成する。
3. 委員会は2回の投票と審議によって、授賞適格論文を選定する。投票と審議の対象になるのは、各委員より推薦された論文とする。
4. 投票は一位を2点、二位を1点として集計し、各対象論文の得点順位を決定する。
5. 第二次投票は第一次投票の五位までの対象論文について投票を行い、得点数により上位2件以内を選定する。
6. 審査委員が著者に含まれる審査対象論文については、当該委員の投票は得点に加算されず、他委員からの投票数を総投票数に規格化して得票数とする。

(投票の成立)

7. 第一次および第二次の各投票は委員定数の過半数の委員からの投票がなかった場合には締切り後2週間以内に再投票を行う。なお、再投票によって過半数に満たない場合には適格論文無しの認定を行う。

(選定基準)

8. 第一次投票の結果、得点数4未満の論文は第二次投票の審査対象論文から除く。
9. 第二次投票の結果、得点順位が二位以内であっても得点数が10未満は授賞対象から除外する。

(授賞適格論文の認定)

10. それぞれの投票結果および投票者名は集計後各委員に通知される。
11. 第二次投票結果を基に委員会の審議を経て授賞適格論文を認定する。

この委員会内規は、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## E. 研究発表優秀賞の選考ならびに海外渡航支援制度に関するガイドライン

(選考方法)

1. 年会での研究発表優秀賞の選考について、本会に「研究発表優秀賞選考委員会」を設ける。
2. 委員会は10名の委員で構成され、委員は委員長によって、正会員の中から指名され、理事会で承認を受けた後に、会長がこれを委嘱する。ただし、委員のうち、2名以上は理事とする。
3. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに、選考結果を会長に報告終了までとする。毎年その半数を交代する。再任は妨げない。
4. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
5. 委員会は、授賞に値する研究発表を選定し、選考結果を会長に報告する。

(海外渡航支援制度の内容)

6. 研究発表優秀賞を受賞した学生正会員に対し、海外の学会等で研究成果を発表する或は海外で調査・研究を行うことを支援するため、奨励金を与える。
7. 海外渡航支援を受ける期間は、受賞から1年以内とする。
8. 支給する額は、本会の旅費規程に基づく実費相当の額とし、一件あたり上限を5万円とする。
9. 授賞後に申請された支援については、次年度の委員長が決定する。
10. 本賞を受賞した発表論文の講演番号、講演題目および受賞者名を年会報告とともにGKK、学会HPに掲載する。また、海外渡航支援を受けたものは帰国後に海外渡航支援の成果を報告することとする。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## F. Journal of Mineralogical and Petrological Sciences (JMPS) 学生論文賞に関するガイドライン

1. 本会に日本鉱物科学会 Journal of Mineralogical and Petrological Sciences 学生論文賞（以下、学生論文賞）を設ける。
2. 授賞対象論文条件について
  - (1) 学生正会員である筆頭著者が在学中または卒業・修了後6カ月以内、もしくは学籍を外れてから6ヶ月以内に Journal of Mineralogical and Petrological Sciences (JMPS) に投稿した論文 (article, letter) を対象とし、鉱物科学の発展に特に寄与した論文に対して贈呈する。
  - (2) 過去あるいは同年に研究奨励賞・日本鉱物科学会論文賞を受けた会員も受賞できることとする。
  - (3) 同一人物に対する学生論文賞の授与は回数を制限しない。
  - (4) 論文投稿時に上記(1)の条件に該当し、JMPS 投稿 WEB 画面にて「学生論文賞審査」にエントリーした論文を対象とする。
  - (5) 受賞年の年初から遡って2ヶ年以内に JMPS に印刷公表された論文とする。但し 審査時期に退会、不明、会費未納の場合は審査対象としない。
3. 学生論文賞の選考について本会に「JMPS 学生論文賞選考委員会」を設ける。選考委員は本学会会員である JMPS

編集委員が担当する。選考委員長は JMPS 編集委員長とする。選考委員が共著者であった場合は選考委員を辞退する。JMPS 編集委員長が対象論文の共著者であった場合、選考委員長は先任の副編集委員長が担当する。両副編集委員長も対象論文の著者であった場合、選考委員は選考委員長を互選する。選考委員会委員の任期は JMPS 編集委員の任期と同じとする。

4. 選考は上記 2 の条件に該当する授賞対象論文のリストに基づき、選考委員会が授賞に値すると認めた原則 2 編以内の論文を選び、選考理由を添えて第 2 回定例理事会の日までに会長に報告する。
5. 会長は理事会に諮り、その承認を得て JMPS 学生論文賞受賞論文を決定する。
6. 総会において賞状を贈呈する。また、受賞論文筆頭著者の受賞年度会費を無料とする。
7. 英文名：Japan Association of Mineralogical Sciences JMPS Best Paper Award for Student Scientists

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## G. 日本鉱物科学会表彰に関するガイドライン

1. 本学会は、一般社団法人日本鉱物科学会運営細則第 26 条第 1 項に規定された、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献が認められた個人あるいは団体に対して、日本鉱物科学会表彰を授与する。
2. 会員は、個人あるいは連名で、鉱物学の普及あるいは本学会への多大なる貢献があった個人あるいは団体を、日本鉱物科学会表彰対象者あるいは団体として推薦することができる。その際、推薦理由を具体的に示した任意の様式の推薦書を事務局に提出する。推薦は随時受け付ける。
3. 推薦があった場合、庶務幹事は直近の理事会に提案し、多数決を持って授与の可否を決する。日本鉱物科学会表彰授与者あるいは団体には、総会において賞状を授与する。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## H. 発表講演などのキャンセルガイドライン

1. 講演などのキャンセルが WEB 講演申込み完了登録後から、プログラム編成中、または、年会 HP 上でのプログラム公開前までの場合
  - 1) 社会通念上認められる理由でキャンセルの申し出があれば、基本的に講演などのキャンセルを認める。なお、申込者からキャンセルの申し出がない場合でも、発表にあたって共著者の許諾がない、盗作の疑義など特別の事情によりキャンセルが適切な場合は、プログラム委員会と担当セッションのコンビーナー間で検討し、講演をキャンセルする場合がある。
  - 2) コンビーナーに報告した上で、当該講演を WEB 講演申込みサイト内でキャンセルの操作をする。それ以降、プログラム編成、年会 HP 上プログラムの公開、電子ジャーナル講演要旨（以下講演要旨）WEB 公開など一切をしない。
  - 3) 講演申込者がこの 1 の時点まで参加登録費を納めた場合、WEB 講演申込み利用や講演プログラム作成などの諸費用がかかっているので、参加登録費は半額を返金する。講演要旨 WEB 公開サイトの情報は通知しない。
  - 4) 講演申込者がこの 1 の時点まで参加登録費を納めていない場合、参加登録費は半額を請求する。講演要旨 WEB 公開サイト情報は通知しない。
  - 5) 講演申込者でない参加予定者がこの 1 の時点まで参加登録費を納め、参加をキャンセルした場合、参加登録費は全額を返金する。
2. 年会 HP 上プログラム公開後から年会開催前の講演要旨 WEB 公開準備中までに講演などをキャンセルする場合
  - 1) 社会通念上認められる理由で取り下げの申し出があれば、基本的に講演などのキャンセルを認める。
  - 2) 年会 HP 上のプログラムでは講演番号だけを残して「キャンセル」の文字を入れた訂正版で公開しなおす。
  - 3) 発表会場では、講演番号を残すため、口頭発表の場合は、コンビーナーと相談しその講演時間は休憩などの対策を講じてもらう。ポスターの場合は、そのボードを空けて「キャンセル」の貼紙をする。
  - 4) 年会開催前の講演要旨 WEB 公開準備中であれば、当該講演番号と「キャンセル」と記載した掲載ページに差し替え、その他の発表内容は削除し掲載しない。但し、講演要旨は、基本的に講演申込みの結果であり、実際の講演の実施や内容を保証するものではないため、そのまま講演要旨の WEB 公開をすることがある。但し、その講演がキャンセルされていることを明示する。
  - 5) 年会終了後の J-Stage で公開する講演要旨電子ジャーナルでは一切公開せず、当該講演番号は欠番となる。
  - 6) 講演申込者がこの 2 の時点まで参加登録費を納めた場合、WEB 講演申込み利用、講演要旨 WEB 公開作業などの諸費用がかかっているので、参加登録費は全額返金しない。希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。
  - 7) 講演申込者がこの 2 の時点まで参加登録費を納めていない場合、参加登録費は全額を請求する。納入確認後、希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。
  - 8) 講演申込者ではない参加予定者がこの 2 の時点まで参加登録費を納め、参加をキャンセルした場合、講演要



旨 WEB 公開作業中なので参加登録費は半額を返金する。希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。

**3. 年会開催直前の講演要旨 WEB 公開後から当日までに講演などをキャンセルする場合**

- 1) 社会通念上認められる理由でキャンセルの申し出があれば、基本的に講演などのキャンセルを認める。
- 2) プログラム公開済み、講演要旨 WEB 公開済みなので訂正できない。但し年会 HP 上のプログラムでは講演番号だけを残して「キャンセル」の文字を入れた訂正版で公開しなおす。
- 3) 発表会場では、上記 2-3)と同様の対応をする。
- 4) 講演要旨 WEB 公開サイトは削除などできない状況なのでそのまま講演要旨を掲載することとなるが、その講演がキャンセルされていることを年会 HP などで明示する。
- 5) 年会終了後の J-Stage 公開は上記 2-5)と同様の対応をする。
- 6) 講演申込者がこの3の時点まで参加登録費を納めた場合、上記 2-6)と同様に参加登録費は全額返金しない。希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。
- 7) 講演申込者がこの3の時点まで参加登録費を納めていない場合、参加登録費は全額を請求する。納入確認後、希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。。
- 8) 講演申込者ではない参加予定者がこの3の時点まで参加登録費を納め、参加をキャンセルした場合、講演要旨公開済みなので参加登録費は全額返金しない。希望なら講演要旨 WEB 公開サイト情報を通知する。

このガイドラインは、法人の設立の登記の日から適用されるものとする。

## 一般社団法人日本鉱物科学会役員選出内規

### (趣旨)

- この内規は、一般社団法人日本鉱物科学会の会長（代表理事）・副会長（代表理事）候補者、理事および監事候補者の選挙手続きなどを規定する。  
但し、会長・副会長、理事および監事は、下記定款に従って選定される。  
定款抜粋（役員の選任）  
第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。  
2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (選挙公示と選挙時期)

- 第1項に規定する会長・副会長候補者、理事および監事候補者の選挙に関する事項は当学会 HP や学会誌に選挙月の3か月前までに公示する。選挙は隔年6月に行い、その執行・管理は選挙管理委員会が行う。

### (選挙管理委員会)

- (1) 選挙管理委員会は3名以上の正会員、名誉会員によって構成される。  
(2) その委員は選挙実施前年の定例理事会において選出され、会長により委嘱される。  
(3) 現職の理事、監事は選挙管理委員になることはできない。  
(4) 委員の任期は選出された日から選挙実施年の定例社員総会終了時までとする。  
(5) 選挙管理委員が理事候補者となった場合、委員を辞退する。  
(6) 選挙管理委員に欠員が生じた場合には理事会が直ちに欠員を補充する。  
(7) 選挙管理委員は候補者を推薦することができない。

### (選挙権及び被選挙権)

- (1) 選挙実施年の3月31日現在において会員名簿原簿に記載されている正会員、名誉会員は、次期の会長・副会長候補者、理事および監事候補者選挙の被選挙権を有する。  
(2) 選挙実施年の第2回定例理事会で承認された正会員、名誉会員は選挙権を有する。

### (会長・副会長候補者推薦委員会及び会長・副会長候補者推薦方法)

- (1) 次期会長・副会長候補者の推薦を目的とした会長・副会長候補者推薦委員会を設ける。  
この委員会は5名の委員によって構成され、委員は理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長が委嘱する。委員の任期は選出された日から選挙実施年度の定例社員総会終了時までとする。委員長は委員による互選とし、理事会に報告、会長がこれを委嘱する。  
(2) 正会員、名誉会員は5名以上により会長・副会長適任者を会長・副会長候補者推薦委員会に推薦することができる。  
(3) 会長・副会長候補者推薦委員会は、被選挙権を有する正会員、名誉会員の中から、本人の承諾を得て、1名以上を次期会長候補者および2名以上を副会長候補者として選定する。  
(4) 会長・副会長候補者推薦委員会は、上記の次期会長・副会長候補者を、選挙実施年の4月20日まで選挙管理委員会に書面で届け出なければならない。  
(5) 次期会長・副会長候補者は同時に理事候補者ともなる。

### (理事候補者推薦方法)

- 理事候補者は正会員、名誉会員3名以上により、本人の承諾を得て、選挙実施年の4月20日までに選挙管理委員会に推薦された者とする。

### (監事候補者推薦方法)

- 監事候補者は正会員、名誉会員5名以上により、本人の承諾を得て、選挙実施年の4月20日までに選挙管理委員会に推薦された者とする。

### (候補者名簿)

- 選挙管理委員会は候補者名簿を作成し、投票期間初日の30日前まで学会 HP に公示する。

### (投票方法)

- 投票はWEB投票と郵送による投票とし、いずれも投票期間は6月中とする。  
(1) WEB投票とは、指定の投票WEBサイトから電子メールで選挙管理委員会に投票が送信されることをいう。  
(2) 郵送による投票は、会員名簿原簿に電子メールアドレスが未登録の者で、上記4項の会員に限り、6月に配布される投票用紙で郵送投票することをいう。

### (WEB投票)

- (1) 選挙管理委員会は、指定のWEBサイトに会長・副会長候補者、理事および監事候補者の氏名、所属、研究分野を明記した投票画面を登載する。  
(2) 会員名簿原簿に電子メールアドレスが登録されている上記4項の会員は、画面の説明に従い投票すること。  
(3) WEB投票は次の条項のすべてを満たしたものを有効と認める。

- (a) 指定の WEB サイトからの投票であること。
- (b) WEB 投票画面に必須入力氏名、住所、電子メールアドレスが入力されていること。
- (c) 会長・副会長候補者の意向投票は単記、理事候補者と監事候補者に対しては規定数以内の連記
- (d) 必須入力以外の文字や記号を入力しないこと。
- (e) 投票締め切り日まで投票電子メールが選挙管理委員会に届いたものであること。

#### (郵送による投票)

- 11. (1) 選挙管理委員会は、会長・副会長候補者、理事および監事候補者の氏名、所属、研究分野を明記した本会印のある投票用紙と投票用返信用封筒を上記 4 項記載の該当者に配布する。
- (2) 次の条項のすべてを満たしたものを有効と認める。
  - (a) 郵送された規定の投票用紙であること。
  - (b) 選挙管理委員会行返信用封筒に住所、氏名が記入されていること。
  - (c) 会長・副会長候補者の意向投票は単記、理事候補者と監事候補者に対しては規定数以内の連記であること。
  - (d) 必要以外の文字や記号などを記入していないこと。
  - (e) 投票締め切り日まで選挙管理委員会が受け取ったものであること。

#### (開票)

- 12. 選挙管理委員会は投票締め切り後、速やかに、選挙管理委員会が委嘱した若干名の正会員、名誉会員の立ち会いの下に開票を行う。

#### (候補者の決定)

- 13. (1) 会長候補者は有効得票数の最も多い者を当選者として選出する。なお、開票の結果、得票数が同じ場合は年長者を、候補者が 1 名の場合には、有効投票数の過半数とする。
- (2) 副会長候補者は有効得票数の最も多い者 1 名を当選者として選出する。なお、開票の結果、得票数が同じ場合は年長者を候補者とする。
- (3) 理事候補者は有効得票数の多い者の順に会長・副会長の候補者を含めて 22 名を満たすまで選ぶ。開票の結果、同一得票を生じた場合には、先ず女性、次に年少者を当選者として優先する。
- (4) 監事候補者は有効得票数の最も多い者 1 名を当選者として選出する。なお、開票の結果、得票数が同じ場合は年長者を、候補者が 1 名の場合には、有効投票数の過半数とする。

#### (選挙結果の公示)

- 14. 選挙管理委員会は、選挙結果をホームページ等により会員に公示する。

#### (次点者)

- 15. (1) 理事または監事候補者選挙の次点者は、総会で理事または監事の補欠候補者として順位を付して議決するものとする。
  - (2) 理事または監事に欠員が生じた場合、理事または監事の補欠候補者の上位者より順に理事または監事として補充する。  
但し、補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の満了する時までとする。
- 16. この選挙内規の改正は理事会の議決によって行う。
  - 17. 本内規は、平成 29 年 8 月 12 日改正より施行する。